

平成15年11月10日(月)

○	開 会	10時00分
○	下水道局	10時01分
○	説 明	10時01分
○	質疑・質問	10時05分
問	新聞報道が間違いであるということならば、名誉棄損で新聞社を訴えることもできる。疑惑を払拭する具体的な証拠が不足していると感じるがどうか。	
答	インターネットを通じて事実無根であるということを関係先等に報告している。社長から市長に文書で願い書も出ている。文書で出ている以上は信用すべきだと感じている。	
問	疑惑がある業者との契約を破棄して、新たな業者との契約を行うという方法もあると思うがどうか。	
答	新聞報道以降にも全国各地で75件の契約を行っている。本市も事情聴取を行った結果、疑惑という表現は適切ではないと判断し、本日委員会を開催していただいた。	
問	継続審査になったことに対する釈明がなされていないのではないか。	
答	新聞報道があってから50日が経過したが、新たな報道がなされていないという事実がある。	
問	他都市で契約を行っているから、姫路市も契約するという論だけはおかしいと思うがどうか。他にも業者があるのだから、疑惑のある業者と契約するというのが理解できない。	
答	事情聴取の中で、疑惑という表現が適切ではないと痛切に感じている。仮契約を解除する要件もないし、解除する方が問題である。	
問	それなら新聞社を訴えはどうかと感じるがどうか。	
答	下水道局としては疑惑のある業者という認識はない。仮契約の解除もできない状況の中で、いつまで待てばいいのか。もし何か問題が生じれば誠意を持って対応すると願い書にも書いてある。	
問	この業者が白であるという証拠がないではないか。	
答	現段階では白であると認識している。	
問	継続審査にしたことで、社長からの文書も提出されたということで、当局としては成果があったという認識はしているのか。	
答	「誠意を持って対応する」という一文が入っているということで、前進したを感じている。	
問	もし、何か変化があれば対応はとれるということだな。	
答	もし何かあれば、最大限の罰則を与えることになる。さらに業者側からの指名辞退も考えていると聞いている。	
問	業者をかばうような発言は異常だと感じるがどうか。	
答	市として反省すべき点も十分に認識し、適切な対応がとれるような体制をつくっていきたい。	
○	終 了	10時31分
○	都 市 局	10時33分
○	説 明	10時33分
○	質 問	10時40分
問	価格設定の根拠は何か。	
答	不動産鑑定によるものだ。	

問
答
問
答
問
答
問
答
問
答
問
答
○
○
○

売れる自信はあるのか。

需給関係等を十分に反映した価格設定を行っている。

若い世代の人たちでも、この土地を取得し、家を建てることができる価格になっていきことだな。

投下資本の回収という観点からは、安すぎるのではないかという議論も行ったが、街ができていない状況の中では過大な需要が見込まれないのではないかと判断し、鑑定価格が適当であるという結論に達した。

優先分譲というのは当初から計画していたのか。

用地提供者から優先分譲を行ってほしいという声があったものだ。

その件数はどのくらいなのか。

現在のところ8件だ。ただし、今の段階では価格を公表していない。

この会計の累積黒字額はどのくらいなのか。

約6億円だ。

大規模施設用地には、どのような産業を持ってくるのか。例えば産業廃棄物関係の企業が進出したいと言えばどうするのか。

地区計画で準工業地域に準ずるというように用途を制限している。その中で建築してはいけない建物として、建築基準法別表第2の又に掲げるものとしている。具体的には火薬類の製造、消防法に規定する危険物の製造、貯蔵等である。

終了

10時52分

意見とりまとめ

10時53分

- ・議案第115号についての取り扱いについての協議を行い、なお継続審査に付すべきであるという意見が少数であり、採決を行った結果、賛成多数で原案に同意すべきものと決定。
- ・委員長報告については、正副委員長に一任することに決定。
- ・第4回定期例会初日に委員長報告を行い、議決を行ってほしい旨、議長に申し出ることを確認。

閉会

11時01分